

公 示 送 達 書			
令和 8 年 9 月 24 日 大府市長 岡村 秀人 下記書類を、地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示送達します。 なお、送達すべき書類は、当市役所税務課において保管しており、申出があればいつでも交付します。			
送 達 先		送 達 す べ き 書 類 の 名 称 (送達すべき書類を特定するために必要な情報)	備 考
住(居) 所 (所在地)	氏 名 (名 称)		
省略	郡司 康夫	地方税法による送達すべき書類（8 大税第 574 号）	
省略	R I A N K U R N I A W A N	地方税法による送達すべき書類（8 大税第 574 号）	
省略	池尾 利光	地方税法による送達すべき書類（8 大税第 574 号）	
この これらの 書類は、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに送達があったものとみなされます。			